

令和4年度 巨理町子育て世帯物価高騰対策支援臨時給付金のご案内



物価高騰に伴い、子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、原則として、「**プッシュ型**」による支給を行いますので、**改めての申請は不要**です。（**高校生のみ**の世帯、**公務員等**の方は**申請が必要**です。**裏面参照**）

※希望しない場合は、令和5年1月25日までに、受給拒否の届出書を郵送するか、窓口まで持参してください。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ①令和5年1月分の**児童手当支給対象**となる児童
- ②令和5年1月1日時点で**高校生**（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童
- ③令和5年3月31日までに生まれた（**新生児**）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当の受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、**1万円**です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、2月下旬から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。※申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

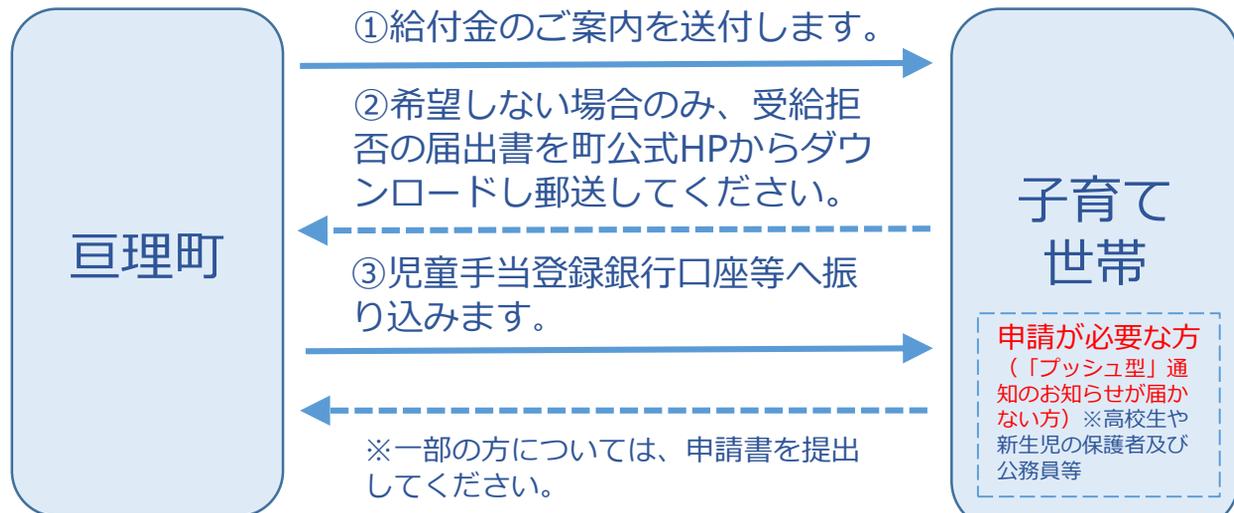
- ①児童手当を受給している受給者及び下に兄弟のいる高校生や新生児の保護者
令和4年10月支給時の児童手当を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。
- ②支給申請を行った保護者
申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯物価高騰対策支援臨時給付金が支給されませんので、令和5年3月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

巨理町から令和5年1月分の児童手当支給対象となる児童の保護者の場合、原則「プッシュ型」での支給で、2月下旬に支給する見込みです。

(申請が必要な方を除く)



私は申請が必要なの？ (申請が必要な方 = 「プッシュ型」でのお知らせが届かない方)

例えば、次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和5年1月1日時点で**高校生**(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)の児童のみを養育する保護者
- ・本町に児童の住所があり、他市町村から児童手当を受給している方 (**別居監護**)
- ・所属庁から児童手当を受給している方 (**公務員等**)
- ・令和5年1月以降、令和5年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童 (**新生児**)の保護者等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 令和5年1月1日時点で巨理町に住所がある場合には、支給対象となります。

Q. DV被害により子どもとともに巨理町に避難していますが、どうなりますか？

A. 令和5年1月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、巨理町で支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。
住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。
子育て世帯物価高騰対策支援臨時給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



巨理町役場 子ども未来課 家庭支援班

電話：0223-34-1225 住所：〒989-2393 巨理町字悠里1番地

子育て世帯への臨時特別給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに巨理町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに巨理町役場子ども未来課又は最寄りの警察にご連絡ください。